

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第99号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2京都市百々老人デイサービスセンターの項中「12月31日」を「年末」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)